

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

強化プラスチック製二重殻タンクの取扱いについて(通知)

強化プラスチック製二重殻タンクについては、危険物の規制に関する政令(以下「政令」という。)第 13 条第 2 項並びに危険物の規制に関する規則(以下「規則」という。)第 24 条の 2 の 3 及び同第 24 条の 2 の 4 に定める基準によるほか、「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」(平成 7 年 3 月 28 日付け消防危第 28 号消防庁危険物規制課長通知。以下「28 号通知」という。)により、その統一運用をお願いしているところである。

強化プラスチック製二重殻タンク(以下「FF 二重殻タンク」という。)は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために新たに開発されたものであり、28 号通知で示すとおり地下貯蔵タンクと外殻とが一体となって当該 FF 二重殻タンクに作用する荷重に対して安全な構造とするものである。また、その構造上の特性から実試験による性能を確認する基準としており、28 号通知に示す内圧試験及び外圧試験により安全な構造を確認するものである。

FF 二重殻タンクの構造が技術上の基準に適合しているか否かについては、FF 二重殻タンクの設置にあたっては、すべて FF 二重殻タンクに対して内圧試験及び外圧試験を実施し市町村長等が判断することとなる。しかしながら、設置するすべての FF 二重殻タンクについて当該試験を実施することは設置する側に多大なる負担を強いることとなる。

このような状況を踏まえ、今般、FF 二重殻タンクの安全性の確認に関する市町村長等の審査・検査事務の効率化の一助とするため、当庁の指導に基づいて、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)において、本年 11 月 1 日より、FF 二重殻タンクの本体及び FF 二重殻タンクの本体に漏えい検知設備を設けたもの(以下「FF 二重殻タンクの本体等」という。)並びに漏えい検知設備に係る構造等に関する試験確認を実施するとともに、試験確認を行った FF 二重殻タンクの本体等及び漏えい検知設備に対して、別添の試験結果通知書を交付するとともに試験確認済証を貼付することとなる。

なお、協会が FF 二重殻タンクの本体等及び漏えい検知設備について認定を行った場合は協会から認定の情報(以下「認定情報」という。)を提供するので、貴職におかれては下記事項に留意のうえ、審査・検査にあたって本試験確認制度を活用されるとともに貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

1 試験確認結果通知書において「適合している」とされた FF 二重殻タンクの本体等のうち FF 二重殻タンクの本体については、政令第 13 条第 2 項第 1 号口、同項第 2 号口及び同項第 3 号の規定による規則第 24 条の 2 の 2 第 3 項第 2 号、同第 24 条の 2 の 3 及び同第 24 条の 2 の 4 に定める技術上の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

したがって、設置又は変更の許可にあたっては、28 号通知 5(1)に掲げる許可に関する事項を確認するのに代えて、許可申請書に試験確認結果通知書の写し及び認定情報によって示される構造等の仕様書、図面等と照合できる図面等を添付させ、認定情報の内容と相違ないことを確認すれば足りるものである。

2 試験確認結果通知書において「適合している」とされた FF 二重殻タンクの本体等のうち漏えい検知設備及び試験確認結果通知書において「適合している」とされた漏えい検知設備については、政令第 13 条第 2 項第 1 号口の規定に基づく規則第 24 条の 2 の 2 第 4 項に定める技術上の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

したがって、設置又は変更の許可にあたっては、28 号通知 5(1)に掲げる許可に関する事項を確認するのに代えて、許可申請書に試験確認結果通知書の写し及び認定情報によって示される構造等の仕様書、図面と照合できる図面等を添付させ、認定情報の内容と相違ないことを確認すれば足りるものである。

3 試験確認済証が貼付された FF 二重殻タンクの本体等のうち FF 二重殻タンクの本体については、政令第 13 条第 2 項第 1 号口、同項第 2 号口及び同項第 3 号に基づく規則第 24 条の 2 の 2 第 3 項第 2 号、同第 24 条の 2 の 3 及び同第 24 条の 2 の 4 に定める技術上の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

したがって、設置又は変更の完成検査にあたっては、28 号通知 5(3)に掲げる完成検査に関する事項を確認するのに代えて、許可申請書に添付させた構造等の仕様書、図面等と設置される FF 二重殻タンクの本体の寸法、構造等が相違ないことを確認すれば足りるものである。

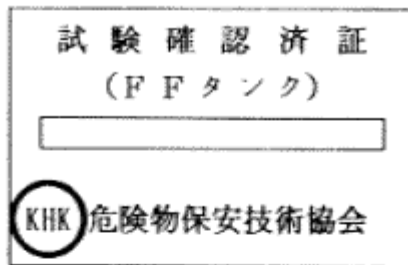
4 試験確認済証が貼付された FF 二重殻タンクの本体等のうち漏えい検知設備及び試験確認済証が貼付された漏えい検知設備については、政令第 13 条第 2 項第 1 号口に基づく規則第 24 条の 2 の 2 第 4 項に定める技術上の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

したがって、設置又は変更の完成検査にあたっては、28 号通知 5(3)に掲げる完成検査に関する事項を確認するのに代えて、許可申請書に添付させた構造等の仕様書、図面等と設置される漏えい検知設備の構造等が相違ないことを確認すれば足りるものである。

参考

強化プラスチック製二重殻タンクに関する型式試験確認済証

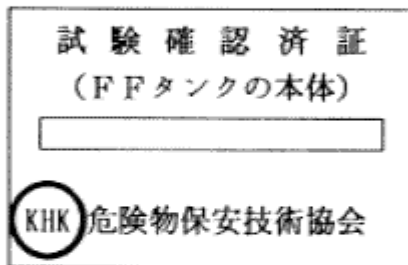
1 FF二重殻タンク



備考

- 1 型式試験確認済証の材質は、金属板とし、寸法は、縦50ミリメートル、横70ミリメートル、厚さ0.2ミリメートルとする。
- 2 型式試験確認済証の地は黒色とし、文字、KHKマーク及び整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。

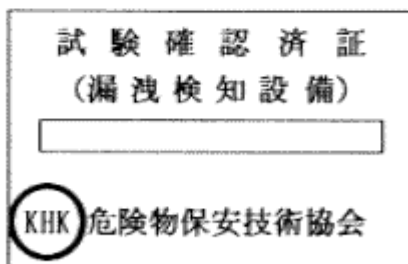
2 FF二重殻タンクの本体



備考

- 1 型式試験確認済証の材質は、金属板とし、寸法は、縦50ミリメートル、横70ミリメートル、厚さ0.2ミリメートルとする。
- 2 型式試験確認済証の地は赤色とし、文字、KHKマーク及び整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。

3 漏えい検知設備



備考

- 1 型式試験確認済証の材質は、表面をラミネート加工したテトロンとし、寸法は、縦24ミリメートル、横45ミリメートル、厚さ0.025ミリメートルとする。
- 2 型式試験確認済証の地は黒色とし、文字、KHKマーク及び整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。

様式第2-1

強化プラスチック製二重殻タンクの本体の仕様書

型式名称		申請型式No		
製造者	名称			
	所在	〒		
内形	形状	常圧・加圧 (kgf/cm ²)		
	寸法	中仕切り	有 (室) ・無	
殻	容量	板厚		
	材質	成形方法		
外形	材質	板厚		
	成形方法			
検知層	設定値	シート、フィルム等の使用等		
検知管	設置位置、数	構造の概要		
	径、材質、肉厚			
補強措置の概要				
強化プラスチックの用材	樹脂	種類		
		品名	製造メーカー	
	強化材	種類	含有率 %	
		品名	製造メーカー	
	硬化剤	種類	含有率 %	
		品名	製造メーカー	
	促進剤	種類	含有率 %	
		品名	製造メーカー	
	充填材	種類	含有率 %	
		品名	製造メーカー	
	着色材等	種類	含有率 %	
		品名	製造メーカー	
ポットライフ		硬化時の条件		
その他				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 同一型式の強化プラスチック製二重殻タンクの本体ごとに作成すること。

なお、同一型式の強化プラスチック製二重殻タンクの本体に複数の仕様のあるものは、枝番を付して別業とするか又は別に一覧表等を添付すること。

漏洩検知設備の仕様書

申請型式番号		型式名称	
検 知 セ ン サ ー	製 造 業 者	名 称	
		所 在	
	種 類		
	材 質		
	検 知 特 性 の 概 要		
取 付 可 能 検 知 管 の 範 囲 ・ 位 置 ・ 取 付 方 法 の 概 要			
警 報 装 置	製 造 業 者	所 在	
		名 称	
	警 報 ・ 表 示 等 の 種 類		
接 続 可 能 セ ン サ ー 数			
電 気 配 線 等 の 概 要			
そ の 他			

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 同一型式の漏洩検知設備ごとに作成すること。

様式第3-1

強化プラスチック製二重殻タンクの試験確認結果通知書

危業第 号 平成 年 月 日	
殿	
危険物保安技術協会 理事長	
平成 年 月 日付で申請のあった強化プラスチック製二重殻タンクの試験確認を行った結果、下記のとおり試験確認基準に（適合している、不適合である）ので通知します。	
記	
申請者	名称 所在 〒
型式名称	
型式確認番号	
区分	新規試験確認、重変更、軽変更、定期試験確認
確認年月日	
有効年月日	
その他必要事項	
特記事項等	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3-2

強化プラスチック製二重殻タンクの本体の試験確認結果
通知書

危業第 号 平成 年 月 日	
殿	
危険物保安技術協会 理事長	
平成 年 月 日付で申請のあった強化プラスチック製二重殻タンクの本体の試験確認を行った結果、下記のとおり試験確認基準に（適合している、不適合である）ので通知します。	
記	
申請者	名称 所在
型式名称	〒
型式確認番号	
区分	新規試験確認、重変更、軽変更、定期試験確認
確認年月日	
有効年月日	
その他必要事項	
特記事項等	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

漏洩検知設備の試験確認結果通知書

危業第 号 平成 年 月 日	
殿	
危険物保安技術協会 理事長	
平成 年 月 日付で申請のあった漏洩検知設備の試験確認を行った結果、下記のとおり試験確認基準に（適合している、不適合である）ので通知します。	
記	
名 称	
所 在 地	〒
型 式 名 称	
型 式 確 認 番 号	
区 分	新規試験確認、重 変 更、軽 変 更、定期試験確認
確 認 年 月 日	
有 効 年 月 日	
検 知 方 式	
特 記 事 項 等	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。